第69期損益計算書

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

科目	金額	
経常収益		**2,592,648** 千円
資金運用収益	**2,247,021**	
貸出金利息	1,741,127	
預け金利息	120,907	
有価証券利息配当金	368,290	
その他の受入利息	16,696	
役務取引等収益	**168,194**	
受入為替手数料	81,589	
その他の役務収益	86,605	
その他業務収益	**51,531**	
国債等債券売却益	49,163	
その他の業務収益	2,367	
その他経常収益	**125,900**	
償却債権取立益	374	
株式等売却益	93,165	
その他の経常収益	32,361	
経常費用		**2,182,824**
資金調達費用	**69,229**	
預金利息	66,591	
給付補填備金繰入額	2,488	
その他の支払利息	149	
役務取引等費用	**332,597**	
支払為替手数料	29,752	
その他の役務費用	302,844	
その他業務費用	**1,878**	
外国為替売買損	33	
その他の業務費用	1,844	
経費	**1,621,033**	
人件費	923,140	
物件費	662,614	
税金	35,279	
その他経常費用	**158,085**	
貸倒引当金繰入額	133,985	
その他資産償却	4,529	
その他の経常費用	19,570	
経常利益		**409,823**
特別利益		**—**
特別損失		**75,688**
固定資産処分損	6,121	
減損損失	69,567	
税引前当期純利益		**334,134**
法人税、住民税及び事業税		**15,937**
法人税等調整額		**62,413**
法人税等合計		**78,350**
当期純利益		**255,783**
繰越金（当期首残高）		**512,500**
当期未処分剰余金		**768,284**

注１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
２．出資１口当たり当期純利益金額６円４５銭
３．その他の経常収益には、睡眠預金雑益編入額１７，４５４千円、債権売却による売却損を貸倒引当金の目的取崩額が上回ることによる収益９，０７２千円を含んでおります。
４．その他の経常費用には、信用保証協会負担金１１，６９１千円を含んでおります。
５．当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（千円）
由利本荘市内	営業用店舗	土地	５１，６９７
由利本荘市内	営業用店舗	建物	１７，８６９
合計			６９，５６７

営業用店舗については、営業店（本店、各支店（出張所を含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業店損益が継続してマイナスとなったこと及び継続的な地価の下落等により、事業用不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額６９，５６７千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

剰余金処分

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

科目	金額
当期未処分剰余金	**768,284,604** 円
剰余金処分額	**182,321,149**
利益準備金	26,000,000
普通出資に対する配当金（年１%）	16,321,149
優先出資に対する配当金（年１%）	40,000,000
経営安定積立金	100,000,000
繰越金（当期末残高）	**585,963,455**

以上のとおりであります。
平成 29 年 6 月

羽後信用金庫

理事長	伊東冨男	理事	村岡淑郎
常勤理事	田口稔	同	高橋弘隆
常勤理事	伊東幹夫	同	小川邦則
理事	齋藤銑四郎	同	近藤道哲
同	大井永吉		

以上監査の結果、適法かつ正確であることを認めます。

常勤監事	池田秀	員外監事	黒澤大司
監事	佐藤信悦		

お願い

お届けの住所または居所等にご変更が生じた際には、当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様（会員）に発信した通知が到達せず、継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

本　　店／〒015-0809　秋田県由利本荘市本荘13
TEL.0184-23-3001　FAX.0184-23-3030
仁賀保支店／〒018-0402　秋田県にかほ市平沢字中町80－2
TEL.0184-35-4649　FAX.0184-35-4648
大内支店／〒018-0711　秋田県由利本荘市岩谷町字日渡170－1
TEL.0184-65-2057　FAX.0184-65-2058
湯沢支店／〒012-0845　秋田県湯沢市材木町2－1－12
TEL.0183-73-5128　FAX.0183-73-5129
横手支店／〒013-0022　秋田県横手市四日町2－8
TEL.0182-32-8211　FAX.0182-32-8213
稲川支店／〒012-0105　秋田県湯沢市川連町字万九郎屋布75－2
TEL.0183-42-2181　FAX.0183-42-2182
御門支店／〒015-0861　秋田県由利本荘市御門140
TEL.0184-24-3131　FAX.0184-24-3133
石脇支店／〒015-0012　秋田県由利本荘市石脇字田尻28－64
TEL.0184-22-8778　FAX.0184-22-8780
象潟支店／〒018-0106　秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越82－1
TEL.0184-43-5840　FAX.0184-43-5842
川口支店／〒015-0051　秋田県由利本荘市川口字八幡前229－1
TEL.0184-24-5755　FAX.0184-24-5855
矢島支店／〒015-0404　秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂12－7
TEL.0184-55-3140　FAX.0184-55-2400
本荘支店／〒015-0078　秋田県由利本荘市谷地町136
TEL.0184-22-1234　FAX.0184-22-2400
由利支店／〒015-0341　秋田県由利本荘市前郷字前郷28
TEL.0184-53-4195　FAX.0184-53-2400
鳥海支店／〒015-0501　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋32－2
TEL.0184-57-2320　FAX.0184-57-2400
東由利支店／〒015-0211　秋田県由利本荘市東由利老方字老方4－5
TEL.0184-69-2330　FAX.0184-69-2400
岩城支店／〒018-1301　秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85－8
TEL.0184-73-2020　FAX.0184-73-2400
西目支店／〒018-0604　秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2－310
TEL.0184-33-2244　FAX.0184-33-2400
大曲支店／〒014-0014　秋田県大仙市大曲福住町9－16
TEL.0187-62-3322　FAX.0187-62-6870
大町支店／〒014-0048　秋田県大仙市大曲上大町10－17
TEL.0187-62-1805　FAX.0187-62-1807
大曲南支店／〒014-0062　秋田県大仙市大曲上栄町14－34
TEL.0187-62-7755　FAX.0187-62-7888
大曲東支店／〒014-0022　秋田県大仙市大花町5－54
TEL.0187-66-2601　FAX.0187-66-2602
六郷支店／〒019-1404　秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町56－1
TEL.0187-84-1126　FAX.0187-84-1127
西仙北支店／〒019-2112　秋田県大仙市刈和野字清光院後42－28
TEL.0187-75-0370　FAX.0187-75-1285
大森支店／〒013-0514　秋田県横手市大森町字大中島250－1
TEL.0182-26-4531　FAX.0182-26-4532
神岡支店／〒019-1701　秋田県大仙市神宮寺字神宮寺165
TEL.0187-72-3355　FAX.0187-72-4525
協和支店／〒019-2411　秋田県大仙市協和境字野田20－4
TEL.018-892-3020　FAX.018-892-3021
横手西支店／〒013-0063　秋田県横手市婦気大堤字下久保139－1
TEL.0182-33-2700　FAX.0182-33-2737
角館支店／〒014-0316　秋田県仙北市角館町岩瀬町22
TEL.0187-54-2176　FAX.0187-54-2225
中仙支店／〒014-0203　秋田県大仙市北長野字野口前63－1
TEL.0187-56-3210　FAX.0187-56-3211
太田支店／〒019-1601　秋田県大仙市太田町横沢字堀の内2－7
TEL.0187-88-2311　FAX.0187-88-2312
能代支店／〒016-0821　秋田県能代市畠町4－11
TEL.0185-52-3226　FAX.0185-89-1130
能代南支店／〒016-0852　秋田県能代市出戸本町15－2
TEL.0185-89-1500　FAX.0185-89-1502
森岳支店／〒018-2303　秋田県山本郡三種町森岳字長田3－1
TEL.0185-83-3005　FAX.0185-83-3006
八竜支店／〒018-2407　秋田県山本郡三種町浜田字上浜田251－1
TEL.0185-85-2155　FAX.0185-85-2156
二ツ井支店／〒018-3155　秋田県能代市二ツ井町字比井野131－2
TEL.0185-73-2911　FAX.0185-73-2912

地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫
本部／由利本荘市本荘24
TEL.0184-23-3000（代表）
ホームページ　http://www.ugoshinkin.jp

第69期
業務報告書

平成28年4月１日から
平成29年3月31日まで

羽後信用金庫

ご あ い さ つ

会員の皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当金庫の業務に対し、格別のご支援ご愛顧を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。このたび第69期の決算を終えましたので、その概況をご報告いたします。

平成28年度の我が国経済は、年度前半の中国経済の減速懸念や原油価格の下落、さらには欧米諸国の反グローバル化の高まりなど、世界経済の不透明感が一層強まったことで、企業の設備投資には力強さが欠け、個人消費も天候に左右される状態が続いたことから、回復基調は依然として緩慢なものとなりました。そうした中で政府は、消費増税の再延期を決定し、さらには子育て・介護の環境整備、観光振興や農林水産業の競争力強化のためのインフラ整備、災害からの復旧・復興対策など経済が成長していく道筋をつけ、高齢化社会を乗り越えるため潜在成長力を向上させる構造改革を進めるものとしております。

一方で本県は、人口減少と急速な高齢化により、地域の活力が損なわれることが懸念されており、引き続き行政と民間企業等が一体となり、県経済の規模を維持していくことが重要であると考えられております。

このような経営環境下において、当金庫は「会員・お客さま満足度の高い金融の実現」と「持続的発展が可能な地域社会づくりに向けた金融の実現」の2つの命題に向けて積極的に取り組んでまいりました。その結果、預金積金は、期末残高で12億円減少し1,338億円となり、貸出金は地公体向け貸出の増加等により、期末残高では8億円増加し658億円となりました。

なお、損益面につきましては、有価証券利息配当金は、投資信託の解約差益により増加しましたが、市場金利が低い水準で推移したことにより、貸出金利息と預け金利息が減少したことから資金運用収益は減少しました。しかしながら、国債等債券売却益の計上があったことや経費削減を重要事項として取り組んだこと等から、業務純益は488百万円と一定の水準を維持することができました。

一方で、地域経済の低迷等から与信関連費用が増加しましたが、株式等売却益の計上があったこと等により経常利益は409百万円、当期純利益は255百万円を計上することができました。

迎える平成29年度は、企業や家計の所得面の安定性と財政支出に支えられ、先行きの景気回復期待は高まっておりますが、個人消費は、一進一退の動きが続いており、また、世界経済の長引く停滞と将来不安の高まりから、企業の投資スタンスは慎重なものとなっております。

当金庫は、今まで以上に会員をはじめとした地域の皆様から一層信頼されるために、相互扶助の精神に基づき、中小企業の良きパートナーとして、安定した円滑な資金供給や経営相談などに積極的に取り組んでまいりますのでご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成29年6月

理事長　伊東　冨男

第69期末貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
現金	**4,147**	**預金積金**	**133,857**
預け金	**58,405**	当座預金	1,506
買入金銭債権	**36**	普通預金	46,189
有価証券	**20,436**	貯蓄預金	145
国債	101	通知預金	8
地方債	2,160	定期預金	78,281
社債	9,566	定期積金	7,057
株式	826	その他の預金	669
その他の証券	7,780	**その他負債**	**373**
貸出金	**65,884**	未決済為替借	25
割引手形	333	未払費用	112
手形貸付	3,892	給付補填備金	3
証書貸付	55,542	未払法人税等	8
当座貸越	6,116	前受収益	46
その他資産	**941**	払戻未済金	78
未決済為替貸	8	職員預り金	26
信金中金出資金	692	資産除去債務	13
未収収益	138	その他の負債	58
その他の資産	102	**賞与引当金**	**31**
有形固定資産	**2,245**	**退職給付引当金**	**465**
建物	1,257	**役員退職慰労引当金**	**80**
土地	842	**睡眠預金払戻損失引当金**	**4**
その他の有形固定資産	145	**偶発損失引当金**	**43**
無形固定資産	**8**	**債務保証**	**428**
ソフトウェア	3	**負債の部合計**	**135,285**
その他の無形固定資産	5	（純資産の部）	
繰延税金資産	**326**	**出資金**	**3,694**
債務保証見返	**428**	普通出資金	1,694
貸倒引当金	**△8,253**	優先出資金	2,000
（うち個別貸倒引当金）	（△7,928）	**利益剰余金**	**5,292**
		利益準備金	829
		その他利益剰余金	4,463
		特別積立金	3,695
		（経営安定積立金）	（2,670）
		（優先出資消却積立金）	（100）
		当期未処分剰余金	768
		処分未済持分	**△84**
		会員勘定合計	**8,902**
		その他有価証券評価差額金	**419**
		評価・換算差額等合計	**419**
		純資産の部合計	**9,321**
資産の部合計	**144,607**	**負債及び純資産の部合計**	**144,607**

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　２２年～３９年
その他　　２年～２０年

4．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5．外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は２，５９９百万円であります。

7．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成２８年3月３１日現在）

年金資産の額	１，６０５，５６８百万円
年金財政計算上の給付債務の額	１，７８２，４０３百万円
差引額	△１７６，８３５百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成２８年3月分）

０．１２９１％

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高２２９，１９０百万円及び別途積立金５２，３５５百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金２６百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額３３百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額４，２６４百万円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額４７百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は２，６９８百万円、延滞債権額は１０，５７６百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は４２百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は４１７百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は１３，７３５百万円であります。

なお、16. から 19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、６９百万円であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は３３３百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
　有価証券　１０２百万円
担保資産に対応する債務
　預金　２２百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金１，５００百万円を差し入れております。

23. 出資１口当たりの純資産額２２６円１６銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業区域内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(ⅰ) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程及び資金運用基準等において、リスク管理方法等を記載しており、常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会へ報告しております。

(ⅱ) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替リスク量の把握を定期的に行い管理しております。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われています。

このうち、経営管理部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度の管理、時価の定期的な把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(ⅳ) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年間の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、８１３百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2）参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還返済予定額については、(注3)（注4）を参照)。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(＊1)	５８，４０５	５８，５０９	１０４
(2) 有価証券	２０，３７７	２０，４３５	５７
満期保有目的の債券	２，４６０	２，５１８	５７
その他有価証券	１７，９１６	１７，９１６	－
(3) 貸出金(＊1)	６５，８８４		
貸倒引当金(＊2)	△８，２１４		
	５７，６７０	５９，８９４	２，２２４
金融資産計	１３６，４５２	１３８，８３８	２，３８５
(1) 預金積金(＊1)	１３３，８５７	１３３，８３４	△２３
金融負債計	１３３，８５７	１３３，８３４	△２３

(＊1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAPレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. から 29. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAPレート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAPレート）を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(＊1) (＊2)	５８

(＊1) 非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(＊2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理の該当はありません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
預け金（＊1）	３７，２９３	１１，８００	８，６１２	７００
有価証券	１，０１６	２，４７５	１０，００１	４，８００
満期保有目的の債券	－	－	１００	２，５００
その他有価証券のうち満期があるもの	１，０１６	２，４７５	９，９０１	２，３００
貸出金（＊2）	１１，８６５	１９，９９１	８，３７６	１１，８９０
合計	５０，１７４	３４，２６６	２６，９８９	１７，３９０

(＊1) 預け金のうち、期間の定めがないものは「１年以内」に含めて開示しております。
(＊2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
預金積金（＊）	１２３，６４５	９，９８０	－	２３１
合計	１２３，６４５	９，９８０	－	２３１

(＊) 預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。以下29. まで同様であります。

売買目的有価証券　　該当ありません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	９６０	１，１１０	１４９
	小計	９６０	１，１１０	１４９
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	１，５００	１，４０７	△９２
	小計	１，５００	１，４０７	△９２
合計		２，４６０	２，５１８	５７

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式　　該当ありません。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	７３６	４３９	２９６
	債券	９，３９３	９，１６５	２２７
	国債	１０１	１００	１
	地方債	１，７６１	１，７２３	３７
	社債	７，５２９	７，３４１	１８７
	その他	２，５９１	２，４６６	１２５
	小計	１２，７２１	１２，０７２	６４８
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	３１	３３	△１
	債券	２，４３６	２，４６５	△２９
	国債	－	－	－
	地方債	３９９	４００	０
	社債	２，０３６	２，０６５	△２８
	その他	２，７６４	２，８６９	△１０４
	小計	５，２３２	５，３６７	△１３４
合計		１７，９５３	１７，４３９	５１４

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　　該当ありません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	９０３	２４５	－
合計	９０３	２４５	－

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりとなります。

「著しく下落した」とは、時価が取得原価に比べ３０％以上下落した場合とし、この場合は合理的な反証がない限り、時価が取得原価に回復する見込みがあるとは認められない。

時価が取得原価に比べて３０％以上下落した場合とは、次の場合をいう。

(ｲ) 前期末の時価も、今期末の時価も共に取得原価より３０％以上下落している場合。

(ﾛ) 前期末か今期末どちらか一方の時価が、取得原価より３０％以上下落しており、かつ期末の格付が、ＢＢ（ダブルＢ）以下となった場合。（格付の使用基準は自己査定基準に準ずる、以下同じ。）

(ﾊ) 前期末か今期末どちらか一方の時価が、取得原価より３０％以上下落している場合において、当期の4月から3月までのそれぞれの月末時価の平均を算出し、平均時価が取得原価に比べて３０％以上下落している場合。

(ﾆ) 今期末の時価が取得減価の５０％以下となった場合。

30. 満期保有目的の金銭の信託　　該当ありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、１７，１９６百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが４，７０２百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	２，７６４百万円
退職給付引当金	１２６
その他	３３８
繰延税金資産小計	３，２２９
評価性引当額	△２，８０８
繰延税金資産合計	４２０
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	９４
繰延税金負債合計	９４
繰延税金資産（負債）の純額	３２６百万円

33. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

34. 追加情報

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。